

さいたま市告示第1587号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和6年9月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）マミープラス武蔵浦和店
所 在 地 さいたま市南区沼影三丁目1番1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ジェイアール東日本都市開発
代 表 者 代表取締役 根本 英紀
住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社ジェイアール東日本都市開発
代 表 者 代表取締役 大川 博士
住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(変更後) 名 称 株式会社ジェイアール東日本都市開発
代 表 者 代表取締役 根本 英紀
住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) フタバ図書GIGA武蔵浦和本店
(変更後) （仮称）マミープラス武蔵浦和店

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 株式会社フタバ図書
代表者氏名 代表取締役社長 世良 與志雄
住 所 広島県広島市西区観音本町二丁目8番22号

(変更後) 名 称 株式会社マミーマート
代表者氏名 代表取締役 岩崎 裕文
住 所 埼玉県東松山市本町二丁目2番47号

(4) 変更の年月日

ア 令和4年6月24日
イ 令和6年8月30日
ウ 令和6年8月30日

(5) 変更する理由

建物設置者の代表及び小売業者を変更したため

2 届出年月日

令和6年8月30日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和6年9月13日から令和7年1月14日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和6年9月13日から令和7年1月14日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944